



第82期 定時株主総会 招集ご通知

●開催日時

平成28年6月24日（金曜日）午前10時

●開催場所

東京都港区海岸一丁目11番2号

ホテルアジュール竹芝 14階 天平の間

●目次

第82期定時株主総会招集ご通知	1
インターネットによる議決権行使のご案内	4
添付書類	
事業報告	5
連結計算書類	18
計算書類	21
監査報告書	24
株主総会参考書類	30

シナネンホールディングス株式会社

証券コード：8132

証券コード 8132

平成28年6月3日

株 主 各 位

東京都港区海岸一丁目4番22号
シナネンホールディングス株式会社

取締役社長 崎 村 忠 士

第82期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第82期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2ページから4ページまでのご案内に従って、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月24日（金曜日）午前10時

2. 場 所 東京都港区海岸一丁目11番2号
ホテルアジュール竹芝 14階 天平の間
(末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。)

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第82期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第82期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 資本準備金の額の減少の件

第2号議案 剰余金処分の件

第3号議案	株式併合の件
第4号議案	定款一部変更の件（監査等委員会設置会社への移行等）
第5号議案	定款一部変更の件（発行可能株式総数及び単元株式数）
第6号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第7号議案	監査等委員である取締役3名選任の件
第8号議案	補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第9号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
第10号議案	監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

4. 議決権行使についてのご案内

【当日ご出席いただく場合】

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

【郵送（書面）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月23日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

「インターネットによる議決権行使のご案内」（4ページ）をご高覧のうえ、議決権行使サイトにアクセスしていただき、平成28年6月23日（木曜日）午後5時30分までに、議案に対する賛否をご入力ください。

5. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書面において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取扱いいたします。
- (2) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (3) インターネットで複数回、議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使としてお取扱いいたします。

以 上

- ◎当日代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名に委任することができます。この場合は、代理権を証明する書面をご提出ください。
- ◎連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<http://www.sinanengroup.co.jp>) に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.sinanengroup.co.jp>) に掲載いたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

1. インターネットによる議決権行使について

- (1) 書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にて議決権を行使することが可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片下に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従って入力してください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

議決権行使ウェブサイトアドレス <http://www.it-soukai.com>

- (2) 行使期限は平成28年6月23日（木曜日）午後5時30分までであり、同期限までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。また、インターネットで複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- (4) パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (5) インターネット接続に係る費用は、株主様のご負担となります。

（ご注意）

- ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお問い合わせすることはございません。
- ・パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

2. お問い合わせ先について

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

株主名簿管理人 みずほ信託銀行 証券代行部

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-768-524**（平日9：00～21：00）
- (2) 上記(1)以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-288-324**（平日9：00～17：00）

以上

（ご参考）

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

事業報告

(自 平成27年4月1日)
(至 平成28年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期のわが国経済は、政府や日本銀行の各種政策推進の効果によって、企業収益の改善や、個人消費の持ち直しがみられるなど、緩やかな回復基調にあるとは言われるものの、その実感は乏しく、中国・産油国・新興国をはじめとした海外景気の下振れや、年初来の急速な円高・株安など、景気を下押しするリスクもあり、先行き不透明な状況が続きました。

国内エネルギー業界においては、原油価格下落の影響を受け、国内の石油製品販売価格は低下しましたが、暖冬の影響や、定着した節約志向の影響は大きく、家庭向け需要は減少しました。

このような環境の中、当社は、中期経営計画「第三の創業2016」の2年目となる当期において、平成27年4月1日にエネルギーの卸・小売部門を地域毎に統合する組織再編を行うとともに、10月1日には純粋持株会社体制への移行を実施しました。これらの事業体制の変更によって、グループ経営と個別事業の執行を分離し、各事業会社への権限委譲による意思決定の迅速化を進めた結果、収益構造の改革が大幅に進みました。

その結果、当期の業績については、売上高は石油製品価格の低下等により2,091億円（前期比25.7%減）となりましたが、営業利益は35億円（前期比105.7%増）、経常利益は42億円（前期比62.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は22億円（前期比55.9%増）となりました。なお、LPガスボンベの軒下在庫数量に係る見積り算定方法の変更により、売上原価が7.7億円減少しました。また、純粋持株会社体制移行に伴う一時的費用4億円、確定給付年金制度を確定拠出年金制度に移行した際の一時的費用2.4億円等を特別損失として計上しています。

セグメント別の事業の経過及び成果は以下のとおりです。

『エネルギー卸・小売周辺事業（B to C事業）』においては、卸・小売一体となった販売店支援強化策の実施、新店の開設や店舗の再編、同業他社との物流提携による効率化を推進した結果、営業利益が改善しました。さらに、一般家庭向け電力販売の専門部門を設置し、電力自由化を契機にした事業拡大を促進しました。

以上の結果、当期におけるエネルギー卸・小売周辺事業（B to C事業）の売上高は702億円（前期比39.8%減）、営業利益は33億円（前期比11.0%増）となりました。

『エネルギーソリューション事業（B to B事業）』においては、シナネン株式会社は、石油事業で、関連する経営資源を集約し、全国の販売体制再構築と施設運用の効率化を図りました。法人向け電力販売事業では、官公庁や学校施設への電力供給を引き続

き推進し、新たに長野県や群馬県などの公共施設へ電力供給を開始しました。また、日本ソーラー電力株式会社のM&Aにより比較的小規模な428箇所太陽光発電所を取得するなど、新たな再生可能エネルギーの電源開発にも注力しました。省エネソリューション事業では、太陽光発電所の分譲販売が前期に引き続き売上・利益に大きく貢献しました。さらに、大阪狭山市の「グリーン水素シティ事業推進研究会」への参画など、クリーンエネルギー分野での新たな取り組みも開始しました。

以上の結果、当期におけるエネルギーソリューション事業（B to B事業）の売上高は1,322億円（前期比16.3%減）、デリバティブ取引による利益3.5億円が営業外収益に計上されたため、営業利益は6千万円（前年同期は営業損失6億円）となりました。

『非エネルギー及び海外事業』においては、自転車事業のシナネンサイクル株式会社は、小売チェーン「ダイシャリン」の新店舗3店（神奈川県横浜市に2店、東京都豊島区に1店）を開設し、関東圏での販売網強化に注力しました。

リサイクル事業の品川開発株式会社は、東京都江東区において新たに総合産業廃棄物処理施設を稼働させ、従来の木質系廃棄物から取扱品目を大幅に増加させることにより、廃棄物処理ネットワークの構築を進めました。

抗菌事業の株式会社シナネンゼオミックは、海外展開強化のために人員体制を強化し、取引拡大と国際的規制・認可への対応に注力しました。

システム事業の株式会社ミノスは、従来のLPガス販売管理システムに加えて、電力自由化に対応する顧客管理システム（電力CIS）を開発し、ITや通信業界等の新電力事業者と新たな取引を開始しました。

以上の結果、当期における非エネルギー及び海外事業の売上高は65億円（前期比1.9%減）、営業利益は純粋持株会社体制化に伴う経費の増加により1億円（前期比39.4%減）となりました。

その他の事業では、土地・不動産活用の一環として、埼玉県川口市に賃貸マンションを建設しました。

事業セグメント別売上高

セグメントの名称	売上高	構成比	前期比増減率
	百万円	%	%
エネルギー卸・小売周辺事業 （B to C事業）	70,202	33.6	△39.8
エネルギーソリューション事業 （B to B事業）	132,277	63.3	△16.3
非エネルギー及び海外事業	6,558	3.1	△1.9
その他	74	0.0	△20.2
合計	209,112	100	△25.7
	百万円	%	%

(2) 設備投資等の状況

当期中に実施した設備投資の総額は30億円であり、その主なものは次のとおりです。

- ・太陽光発電設備（静岡県富士市、福島県岩瀬郡天栄村（建設中））
- ・総合産業廃棄物処理施設（東京都江東区）
- ・介護付有料老人ホーム（埼玉県川口市（建設中））
- ・賃貸マンション（埼玉県川口市）
- ・事務所、基地、充填所の改修、建替え

(3) 資金調達の状況

重要な資金調達はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループのコア事業であるエネルギーの卸・小売事業を取り巻く環境は、2つの大きな変革を迎えています。1つは、平成28年以降に予定されている電力・ガス小売の全面自由化といった「エネルギー物流の変革」、もう1つは、国際的な温室効果ガス削減の枠組み「パリ協定」に象徴される「エネルギー消費の変革」です。

こうした大きな変革に対応して、グループビジョンを実現するため、当社グループは組織体制の見直しを行い、平成26年度よりスタートした中期経営計画「第三の創業2016」に基づき、以下の諸施策に取り組んでまいります。

① エネルギー卸・小売周辺事業（B to C事業）

エネルギーと住まいと暮らしのサービスを提供するミライフ各社を中心に、これまでのガス・石油販売に一般家庭向け電力販売を加え、顧客基盤の拡大を図ります。また、快適な省エネや家計費削減のための提案などによって住まいと暮らしのサービスを拡充し、総合エネルギーサービス事業での地域ナンバーワンを目指してまいります。

また、コスト競争力を強化するため、同業他社との提携を含めた物流の効率化及びITシステム活用による間接業務の合理化等を引き続き進めてまいります。

② エネルギーソリューション事業（B to B事業）

シナネン株式会社は、従来からの石油事業の販売機能の強化と効率化を引き続き推進してまいります。また、新たに海外部を設置し、海外事業の開発に着手します。さらに将来の中核事業への成長を目指し、電力販売事業では電源開発と販路拡大、省エネソリューション事業ではエネルギートータルコストの低減提案による設備工事の受注に注力してまいります。

③ 非エネルギー及び海外事業

抗菌事業の株式会社シナネンゼオミックにおいては、海外企業との技術提携、共同開発を進め、新たな成長市場への営業を強化するとともに、機能材料及び応用商品の開発による事業拡大に取り組んでまいります。

リサイクル事業の品川開発株式会社においては、新たに稼動した総合産業廃棄物処理施設を基に廃棄物処理の全国ネットワークを拡大するとともに、木質系産業廃棄物処理のさらなる拠点開発を進め、産業廃棄物処理とバイオマス燃料の事業拡大を図ってまいります。

自転車事業のシナネンサイクル株式会社においては、小売チェーン「ダイシャリン」の新規出店を加速し、関東地域でのさらなる販売網強化を図ります。また、卸売事業と連携したブランド車等の差別化商品の開発と商品構成の見直しによって既存店売上の拡大を推進してまいります。

システム事業の株式会社ミノスにおいては、LPガス販売管理システムの性能と品質の向上を図ることにより、顧客層を拡大させ、LPガス業界のシステムシェアNo.1を目指します。また、電力CISによる新たな取引の増大を図ってまいります。

ブラジル事業においては、カップン炭製造工場の試験稼動が順調に進んでいることから、商品の流通ルートの確立を図り、マーケットへの参入を果たします。

その他の事業では、土地・不動産活用の一環として、埼玉県川口市に災害対策を講じた老人ホームを建設します。

また、コーポレートガバナンス上の課題として、当社は第82期定時株主総会で承認されることを条件に、監査等委員会設置会社に移行し、その目的である「監査・監督機能の強化」と「意思決定の迅速化」を実現してまいります。

さらに、共通の課題として、安全管理、コンプライアンスの重視、地球環境への配慮等企業の社会的責任に対する考えをグループ全体に浸透させてまいります。

以上、株主の皆様におかれましては、一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	平成24年度 第79期	平成25年度 第80期	平成26年度 第81期	平成27年度 第82期 (当期)
売上高	274,027	310,102	281,375	209,112
経常利益	3,005	2,513	2,629	4,274
親会社株主に帰属する 当期純利益	1,142	635	1,423	2,219
1株当たり当期純利益	17.94円	9.94円	22.21円	34.56円
総資産	86,668	95,870	89,322	92,985
純資産	46,011	45,880	47,075	48,173
1株当たり純資産額	720.98円	716.25円	733.66円	749.08円

(6) 重要な子会社の状況（平成28年3月31日現在）

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
ミライフ西日本株式会社	90	100.00	各種燃料販売
ミライフ株式会社	300	100.00	各種燃料販売
ミライフ東日本株式会社	200	100.00	各種燃料販売
日高都市ガス株式会社	80	100.00	都市ガス供給
シナネン株式会社	300	100.00	各種燃料販売
シナネンサイクル株式会社	100	100.00	自転車の輸入販売
品川開発株式会社	30	100.00	リサイクル
株式会社シナネンゼオミック	50	100.00	抗菌剤製造販売
株式会社ミノス	95	100.00	コンピュータシステムサービス

- (注) 1. 平成27年4月1日に、ミライフ東北株式会社はミライフ東日本株式会社、ミライフ関西株式会社はミライフ中部株式会社と合併してミライフ西日本株式会社に、それぞれ社名変更しました。
2. 平成27年10月1日に、品川ハイネン株式会社は当社のBtoB事業を承継し、同社の社名をシナネン株式会社に変更しました。
3. 平成27年10月1日に、当社は純粋持株会社体制に移行しました。

(7) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

事業区分	事業内容
エネルギー卸・小売周辺事業 (B t o C 事業)	家庭向け及び小売業者向けLPガス等各種燃料の販売事業、リフォーム・ガス器具販売等の家庭用エネルギー周辺事業並びに都市ガスの供給、LPガス保安及び配送事業
エネルギーソリューション事業 (B t o B 事業)	大口需要家向け石油製品等各種燃料販売事業、ガソリンスタンドの経営、電源開発及び電力小売販売事業、太陽光発電システムの販売及び周辺サービス事業、省エネソリューション事業並びに住宅設備関連事業
非エネルギー及び海外事業	抗菌事業、リサイクル事業、自転車等の輸入販売事業、コンピュータシステムのサービス事業、不動産管理事業並びにバイオマス事業

(8) 主要な事業所（平成28年3月31日現在）

当 社	本 社	東京都港区海岸一丁目4番22号
子 会 社	ミライフ西日本株式会社 ミライフ株式会社 ミライフ東日本株式会社 日高都市ガス株式会社 シナネン株式会社 シナネンサイクル株式会社 品川開発株式会社 株式会社シナネンゼオミック 株式会社ミノス	本社 大阪府門真市 本社 埼玉県北葛飾郡松伏町 本社 宮城県仙台市 本社 埼玉県日高市 本社 東京都港区 本社 東京都港区 本社 東京都港区 本社 愛知県名古屋市 本社 東京都港区

(9) 従業員の状況（平成28年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 比 増 減
1,493名 (739名)	16名増 (18名増)

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は () 内に年間の平均人員を外数で記載しています。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
56名	315名減	39.8歳	15.0年

- (注) 1. 従業員数は就業人員数（他社への出向者を除き、他社からの出向者を含む）を記載しています。
 2. 平均年齢、平均勤続年数は、他社からの出向者を除いて計算しています。
 3. 平成27年10月1日の純粋持株会社体制移行により当社から他社への出向者が増加したため、当社従業員数は大きく減少しております。

(10) 主要な借入先（平成28年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	3,500
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	2,676

百万円

2. 会社の株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 237,603,000株
- (2) 発行済株式の総数 64,916,416株（自己株式10,836,542株を除く）
- (3) 株主数 5,050名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
伊藤忠エネクス株式会社	10,520	16.20
明治安田生命保険相互会社	4,200	6.46
コスモ石油マーケティング株式会社	3,945	6.07
シナネングループ取引先持株会	2,477	3.81
出光興産株式会社	2,369	3.64
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,316	2.02
株式会社三井住友銀行	1,303	2.00
シナネン従業員持株会	1,284	1.97
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	1,194	1.83
みずほ信託銀行株式会社	1,170	1.80

- (注) 1. 当社は自己株式10,836,542株を保有していますが、上記大株主からは除外しています。なお、自己株式（10,836,542株）には、当社グループ従業員への「株式給付信託（従業員持株会処分型）」に係る株式（622,000株）を含んでおりません。
2. 持株比率は、自己株式（10,836,542株）を控除して計算しています。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成28年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	崎 村 忠 士	
常 務 取 締 役	平 岡 哲 美	CCO兼管理本部長
取 締 役	清 水 直 樹	経営企画本部長
取 締 役	田 中 正 人	人事総務部長
取 締 役	重 森 豊	株式会社ワイズトータルサポート代表取締役社長 大和ハウス工業株式会社社外取締役
監 査 役 (常 勤)	藤 井 敏 彦	
監 査 役 (常 勤)	夢 野 裕 之	
監 査 役	塩 津 務	塩津法律事務所 代表 弁護士
監 査 役	齋 藤 昌 治	齋藤昌治公認会計士事務所 代表 公認会計士 株式会社ラック社外監査役

- (注) 1. 取締役重森豊氏は社外取締役であり、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ています。
 2. 監査役夢野裕之氏、塩津務氏及び齋藤昌治氏は社外監査役です。
 3. 監査役齋藤昌治氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する知見を有しています。
 4. 監査役齋藤昌治氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ています。
 5. 取締役五十嵐卓氏、横尾英男氏は、平成27年6月24日開催の第81期定時株主総会終結の時をもって辞任しております。
 6. 取締役田口政人氏は、平成27年9月30日付で取締役（ソリューション事業本部長）を辞任しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (う ち 社 外)	11名 (1名)	98百万円 (6百万円)
監 査 役 (う ち 社 外)	4名 (3名)	49百万円 (30百万円)
合 計 (う ち 社 外)	15名 (4名)	147百万円 (37百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。
 2. 取締役の報酬限度額は、平成8年6月27日開催の第62期定時株主総会において月額23百万円以内（ただし、使用人分の給与は含まない）と決議されています。
 3. 監査役の報酬限度額は、平成6年6月29日開催の第60期定時株主総会において月額6百万円以内と決議されています。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各取締役（業務執行取締役等を除く）及び各監査役との間で会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の定める限度まで限定する契約を締結しています。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
社外役員の重要な兼職先と当社との間に特別な関係はありません。
- ② 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 内 容
取 締 役	重 森 豊	当期開催の取締役会22回のうち20回に出席し、豊富なビジネス経験・見識を基に発言を行っています。
監 査 役	夢 野 裕 之	当期開催の取締役会22回すべてに出席し、また、監査役会13回すべてに出席し、エネルギー業界における豊富な経験と高い見識を基に発言を行っています。
監 査 役	塩 津 務	当期開催の取締役会22回すべてに出席し、また、監査役会13回すべてに出席し、弁護士としての専門的知見を基に発言を行っています。
監 査 役	斎 藤 昌 治	当期開催の取締役会22回のうち21回に出席し、また、監査役会13回すべてに出席し、公認会計士としての専門的知見を基に発言を行っています。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る報酬等の額

	支 払 額
① 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	60百万円
② 上記①の合計額のうち公認会計士法第2条第1項の監査証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計額	58百万円
③ 上記②の合計額のうち当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	58百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、③の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任の議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当し、解任が相当であると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止の内容

平成27年12月22日付で金融庁より平成28年1月1日から同年3月31日まで3ヶ月間の契約の新規の締結に関する業務の停止処分を受けております。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制システムの構築の基本方針について、下記のとおり決議しております。

(1) 取締役／使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は企業行動憲章及びコンプライアンス規程を制定し、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とする。
- ② 当社はチーフ・コンプライアンス・オフィサーを委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置し、当社グループのコンプライアンス体制を構築する。
- ③ チーフ・コンプライアンス・オフィサーはコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握、コンプライアンス違反の再発防止策の指示、研修の実施等を行う。特に重要な問題は、リスク・コンプライアンス委員会で審議し、取締役会及び監査役会に報告する。
- ④ 当社は内部通報制度として社内相談窓口及び外部弁護士相談窓口を設け、コンプライアンスに関わる情報の確保に努める。
- ⑤ 当社は反社会的勢力との関係はコンプライアンス違反であると認識し、その取引等は断固拒絶すべく、常に重点項目として対応策を講じる。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は文書管理の基本事項を社内規程に定め、取締役の職務執行に係る重要な情報を適切に保存及び管理する。
- ② 取締役及び監査役は常時、前号の情報を閲覧することができる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社はリスク管理に関する社内規程を制定し、事業遂行におけるリスクを明らかにして、リスクに応じた的確な管理を行う。
- ② 会社を運営するうえで発生または遭遇するリスクに対して組織規程による各職制がそれぞれに与えられた権限と責任に応じて管理する。
- ③ 内部監査部門は原則として監査計画に基づき、リスク管理の状況について内部監査し、社長に報告する。
- ④ 当社はリスク・コンプライアンス委員会を設置して、当社及びグループ企業のリスク及びリスク管理状況のたな卸しを行い、必要に応じてリスク管理の向上を図る方法及びリスクを低減させる方法を社長に提案する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役の職務の執行の効率化を図るため、次の方策を実施する。

- ① 取締役会は中期経営計画を策定し、毎事業年度ごとの重点経営目標及び予算等を定めるとともに、月次業績のレビュー及び改善策を実施する。
- ② 当社は職務分掌及び意思決定ルール等を社内規程に定め、迅速で効率的な職務執行体制を確保する。
- ③ 当社は経営会議及びグループ経営会議等を設置して、社長の意思決定を補佐する。

(5) 当該株式会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 事業会社管理規程を制定し、グループ企業の重要な情報について当社への報告を義務付ける他、グループ企業各社に取締役を派遣して、適切な管理・監督を行う。
- ② 当社グループ共通のリスク管理規程及びコンプライアンス規程を制定し、リスク・コンプライアンス委員会がグループ企業のリスク及びコンプライアンスを統括的に管理する。
- ③ 当社が設置する社内相談窓口及び外部弁護士相談窓口はグループ企業の全役員・社員が利用できるものとし、コンプライアンス違反の早期発見に努める。
- ④ 内部監査部門は必要に応じてグループ企業の内部監査を行い、業務の適正をチェックする。
- ⑤ 当社グループ共通の会計管理システム及びキャッシュ・マネジメント・システムの導入により当社グループ全体の業務効率及び資金効率向上を図る。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ① 監査役の職務を補助する使用人は内部監査部門の従業員より選任し、監査役の指示によりその職務を行う。
- ② 前号の使用人は監査役との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役に報告する。

(7) 前項の使用人について、取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役との協議により内部監査部門が行う内部監査は、取締役の指揮命令を受けない。
- ② 監査役の補助を行う使用人の人事については、監査役会の同意を得なければならない。

(8) 取締役及び使用人並びに子会社の役員及び使用人が監査役に報告するための体制

取締役は監査役会に対し、次に定める事項を報告するものとする。

- ① 毎月の経営状況に関する重要な事項
- ② 内部監査部門が行う内部監査の状況及びリスク管理に関する重要な事項
- ③ 内部通報制度の通報状況及び内容
- ④ 当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ⑤ 重大な法令・定款違反
- ⑥ その他コンプライアンス上重要な事項

(9) その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役会は社長、リスク・コンプライアンス委員長並びに会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行う。
- ② 監査役からその職務の執行について前払いまたは償還等の請求があった場合には、当該請求にかかる費用が監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、これに応じるものとする。

(10) 財務報告の適正性を確保するための体制

当社及びグループ企業は経理規程その他社内規程を整備するとともに、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適正性を確保するための社内体制の充実を図る。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) コンプライアンス体制

- ① 新たに入社した使用人に対してコンプライアンス研修を実施し、法令遵守の周知・徹底を図っております。
- ② リスク・コンプライアンス委員会を開催し、当社グループで発生したコンプライアンス違反を総括し、再発防止策を指示、実行しております。
- ③ 社内及び社外に内部通報窓口を設置して、不正行為の未然防止に努めております。

(2) リスク管理体制

- ① リスク・コンプライアンス委員会において、グループ全体の横断的なリスク管理を行っております。
- ② 重要な投資案件については、事前審査委員会にて詳細なリスク分析を行った上で、取締役会で決議しております。

(3) グループ会社の経営管理

- ① 事業会社管理規程、各社決裁規程にて、重要事項の決定や重大事故の発生等について当社への報告義務を定めております。
- ② グループ企業の経営者会議を毎月開催して、グループ各社から業務執行状況の報告を受けております。
- ③ 当社取締役及び監査役を主要なグループ会社の取締役及び監査役として派遣し、業務執行を管理・監督しております。

(4) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役に、補助人1名を配置し、必要な予算計上と迅速な償還処理を行うことにより、監査役の業務が円滑に遂行できる体制を確保しております。
- ② リスク・コンプライアンス規程にて、重大なコンプライアンス違反については、監査役に直接通報できるものと定めております。
- ③ 監査役会は、代表取締役、会計監査人と定期的に会合し、内部統制システムの整備及び運用状況を確認しております。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	50,091	流 動 負 債	31,369
現金及び預金	20,183	支払手形及び買掛金	12,893
受取手形及び売掛金	19,339	短期借入金	9,031
商品及び製品	6,916	未払金	1,985
仕掛品	276	リース債務	308
原材料及び貯蔵品	51	未払法人税等	1,430
繰延税金資産	792	未払消費税等	775
その他	2,587	賞与引当金	1,030
貸倒引当金	△57	災害損失引当金	51
		その他	3,862
固 定 資 産	42,894	固 定 負 債	13,442
有 形 固 定 資 産	29,468	長期借入金	6,185
建物及び構築物	7,031	リース債務	1,588
機械装置及び運搬具	7,417	繰延税金負債	730
土地	10,940	役員退職慰労引当金	57
リース資産	1,757	退職給付に係る負債	2,615
建設仮勘定	1,866	長期預り保証金	883
その他	455	資産除去債務	532
無 形 固 定 資 産	2,943	その他	850
のれん	1,210	負 債 合 計	44,812
その他	1,732	(純 資 産 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	10,481	株 主 資 本	46,923
投資有価証券	6,466	資 本 金	15,630
長期貸付金	226	資 本 剰 余 金	11,624
長期前払費用	1,449	利 益 剰 余 金	25,695
繰延税金資産	299	自 己 株 式	△6,026
その他	2,478	その他の包括利益累計額	1,237
貸倒引当金	△436	その他有価証券評価差額金	1,418
資 産 合 計	92,985	繰延ヘッジ損益	△0
		為替換算調整勘定	△186
		退職給付に係る調整累計額	6
		非支配株主持分	11
		純 資 産 合 計	48,173
		負 債 純 資 産 合 計	92,985

連結損益計算書

(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		209,112
売上原価		179,897
売上総利益		29,215
販売費及び一般管理費		25,710
営業利益		3,504
営業外収益		
受取利息及び配当金	203	
その他の	962	1,166
営業外費用		
支払利息	65	
持分法による投資損失	114	
その他の	216	396
経常利益		4,274
特別利益		
固定資産売却益	82	
投資有価証券売却益	48	
収用補償金	214	345
特別損失		
固定資産売却損	9	
固定資産除却損	323	
減損損失	131	
のれん償却額	17	
組織再編費用	403	
確定拠出年金制度への移行等に伴う損失	341	
投資有価証券評価損	2	1,229
税金等調整前当期純利益		3,391
法人税、住民税及び事業税	1,548	
法人税等調整額	△379	1,169
当期純利益		2,221
非支配株主に帰属する当期純利益		1
親会社株主に帰属する当期純利益		2,219

連結株主資本等変動計算書

(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成27年4月1日 残高	15,630	11,638	24,437	△6,107	45,599
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△962		△962
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,219		2,219
自己株式の処分		△13		91	77
自己株式の取得				△10	△10
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	△13	1,257	80	1,324
平成28年3月31日 残高	15,630	11,624	25,695	△6,026	46,923

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換 算調整	退職給付に 係る調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
平成27年4月1日 残高	1,796	0	80	△411	1,466	10	47,075
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△962
親会社株主に帰属する 当期純利益							2,219
自己株式の処分							77
自己株式の取得							△10
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	△377	△0	△267	417	△228	1	△226
連結会計年度中の変動額合計	△377	△0	△267	417	△228	1	1,097
平成28年3月31日 残高	1,418	△0	△186	6	1,237	11	48,173

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	18,662	流 動 負 債	13,413
現金及び預金	13,427	短期借入金	6,176
売掛金	144	リース債務	7
前払費用	98	未払金	578
繰延税金資産	432	未払費用	232
短期貸付金	1	未払法人税等	19
関係会社短期貸付金	3,669	預り金	5,826
未収入金	257	賞与引当金	508
未収消費税等	574	災害損失引当金	51
その他	64	その他	14
貸倒引当金	△8	固 定 負 債	2,647
固 定 資 産	16,515	長期借入金	200
有 形 固 定 資 産	3,883	リース債務	13
建物	1,937	退職給付引当金	2,008
構築物	58	関係会社支援損失引当金	220
機械及び装置	12	預り保証金	171
工具器具及び備品	66	資産除去債務	33
土地	1,064	負 債 合 計	16,060
リース資産	19	(純 資 産 の 部)	
建設仮勘定	724	株 主 資 本	17,771
無 形 固 定 資 産	691	資 本 金	15,630
借地権	4	資 本 剰 余 金	3,907
商標権	2	資 本 準 備 金	3,907
ソフトウェア	679	利 益 剰 余 金	4,260
電話加入権	5	その他利益剰余金	4,260
投 資 そ の 他 の 資 産	11,940	買換資産圧縮積立金	98
投資有価証券	5,994	別 途 積 立 金	3,834
関係会社株式	3,838	繰越利益剰余金	326
従業員に対する長期貸付金	3	自 己 株 式	△6,026
関係会社長期貸付金	1,126	評価・換算差額等	1,346
長期前払費用	43	その他有価証券評価差額金	1,346
差入保証金	10	純 資 産 合 計	19,117
保険積立金	862	負 債 純 資 産 合 計	35,178
敷金	37		
その他	46		
貸倒引当金	△22		
資 産 合 計	35,178		

損益計算書

(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		64,023
営業収益		868
売上原価		62,579
営業費用		48
売上総利益		2,264
販売費及び一般管理費		3,676
営業損失		1,411
営業外収益		
受取利息及び配当金	427	
その他の	1,268	1,696
営業外費用		
支払利息	11	
貸倒引当金繰入額	2	
貸倒損失	75	
その他の	26	115
経常利益		169
特別利益		
固定資産売却益	2	
関係会社支援損失引当金戻入額	135	137
特別損失		
固定資産除却損	84	
減損損失	52	
関係会社株式評価損	150	
債務保証損失引当金繰入額	72	
組織再編費用	403	
確定拠出年金制度への移行等に伴う損失	315	
その他の	0	1,079
税引前当期純損失		773
法人税、住民税及び事業税	4	
過年度法人税等	△61	
法人税等調整額	△71	△129
当期純損失		643

株主資本等変動計算書

(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									自己株式	株主資本合計
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				利 益 剰 余 金 計		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金						
					買 換 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
平成27年4月1日 残高	15,630	3,907	7,731	11,639	1,841	13,559	1,933	17,333	△6,107	38,495	
事業年度中の変動額											
剰余金の配当							△962	△962		△962	
買換資産圧縮積立金の取崩					△2		2	-		-	
税率変更に伴う買換資産圧縮積立金の増加額					2		△2	-		-	
当期純損失(△)							△643	△643		△643	
自己株式の処分			△13	△13					91	77	
自己株式の取得									△10	△10	
会社分割による減少			△7,718	△7,718	△1,742	△9,724		△11,467		△19,185	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										-	
事業年度中の変動額合計	-	-	△7,731	△7,731	△1,742	△9,724	△1,606	△13,073	80	△20,724	
平成28年3月31日 残高	15,630	3,907	-	3,907	98	3,834	326	4,260	△6,026	17,771	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成27年4月1日 残高	1,723	1,723	40,219
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△962
買換資産圧縮積立金の取崩			-
税率変更に伴う買換資産圧縮積立金の増加額			-
当期純損失(△)			△643
自己株式の処分			77
自己株式の取得			△10
会社分割による減少			△19,185
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△376	△376	△376
事業年度中の変動額合計	△376	△376	△21,101
平成28年3月31日 残高	1,346	1,346	19,117

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平28年5月16日

シナネンホールディングス株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂田 純孝 ⑩
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮下 毅 ⑩

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、シナネンホールディングス株式会社（旧会社名 シナネン株式会社）の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シナネンホールディングス株式会社（旧会社名 シナネン株式会社）及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、平成28年5月11日開催の取締役会において、平成28年6月24日開催の第82期定時株主総会に、資本準備金の額の減少に関する議案を付議することを決議した。
2. 会計上の見積りの変更に関する注記に記載されているとおり、連結子会社は、当連結会計年度よりたな卸資産の数量に係る見積り算定方法を変更している。当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月16日

シナネンホールディングス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 坂田 純 孝 ⑩
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 宮下 毅 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、シナネンホールディングス株式会社(旧会社名 シナネン株式会社)の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第82期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、平成28年5月11日開催の取締役会において、平成28年6月24日開催の第82期定時株主総会に、資本準備金の額の減少に関する議案を付議することを決議した。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第82期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画及び職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画及び職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月18日

シナネンホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 藤井敏彦 ⑩

常勤監査役 夢野裕之 ⑩

監査役 塩津務 ⑩

監査役 齋藤昌治 ⑩

(注) 監査役夢野裕之、塩津務及び齋藤昌治は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 資本準備金の額の減少の件

分配可能利益の充実を図り、資本政策上の柔軟性や機動性を高めることを目的に、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の全額を減少し、その他資本剰余金に振替えるものであります。

- (1)減少する資本準備金の額
3,907,533,048円（全額）
- (2)増加するその他資本剰余金の額
3,907,533,048円
- (3)資本準備金の額の減少が効力を生じる日
平成28年6月24日

第2号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、第1号議案が承認可決されることを条件といたします。また、「2. 期末配当に関する事項」の剰余金の配当につきましては、繰越利益剰余金を原資として実施したいと存じます。

1. 別途積立金の減少に関する事項

純粋持株会社の配当原資の充実を図り、安定的な配当を実施するため、会社法第452条の規定に基づき、別途積立金の全額を減少し、繰越利益剰余金に振替えるものがあります。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

別途積立金 3,834,765,645円 (全額)

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 3,834,765,645円

2. 期末配当に関する事項

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要政策と位置づけ、成長への投資活動、財政状況、利益水準などを総合的に勘案して、安定的に配当を行うことを基本方針としております。上記方針に基づき、当期の期末配当は、1株当たり15円とさせていただきます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金15円 総額は973,746,240円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月27日

第3号議案 株式併合の件

1. 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成30年10月までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に集約することを目指しています。当社も、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を100株に変更するとともに、個人投資家による投資機会の拡大及び中長期的な株価変動等を勘案しつつ投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合を実施することといたしました。

2. 併合する株式の種類及び割合

第5号議案「定款一部変更の件（発行可能株式総数及び単元株式数）」が原案どおり承認可決されることを条件として、当社普通株式について、5株を1株に併合いたしたいと存じます。なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して売却処分、または自己株式として当社が買取ります。当該売却代金等につきましては、対象となる株主様に対し、その割合に応じて分配いたします。

3. 株式併合が効力を生じる日

平成28年10月1日

4. 効力発生日における発行可能株式総数

4,752万6百株

5. その他手続き上の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

第4号議案 定款一部変更の件（監査等委員会設置会社への移行等）

1. 提案の理由

当社の企業統治体制（コーポレートガバナンス）につきまして、「監査・監督機能の強化」と「意思決定の迅速化」という観点から、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、これに伴い、当該移行に必要な定款規定の新設及び削除等を行うものであります。

また、機動的な資本政策および配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう変更案のとおり定款規定を新設し、併せて同条の一部と内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）を削除するものであります。

なお、本議案における定款変更については、本終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
第4条（機 関） 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1) 取締役会 2) <u>監査役</u> 3) <u>監査役会</u> 4) <u>会計監査人</u>	第4条（機 関） 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1) 取締役会 2) <u>監査等委員会</u> (削除) 3) <u>会計監査人</u>
第5条～第6条 (条文省略)	第5条～第6条 (現行どおり)
第7条（自己の株式の取得） <u>本会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。</u>	(削除)
<u>第8条～第19条</u> (条文省略)	<u>第7条～第18条</u> (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>第20条(員数) 本会社の取締役は10名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>第21条(選任) 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>第23条(任期) 取締役の任期は、選任後2年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第24条(役付取締役及び代表取締役) 本会社は取締役会の決議をもって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>第19条(員数) 本会社の取締役(監査等委員である取締役を除く)は6名以内とする。</p> <p>2. 本会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</p> <p>第20条(選任) 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>第22条(任期) 取締役(監査等委員である取締役を除く)の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第23条(役付取締役及び代表取締役) 本会社は取締役会の決議をもって、取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p>

現行定款	変更案
<p>2. 前項の役付取締役のほか取締役会の決議により若干名の役付取締役を定めることができる。</p>	<p>2. 前項の役付取締役のほか取締役会の決議により、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から</u>、若干名の役付取締役を定めることができる。</p>
<p>3. (条文省略)</p>	<p>3. (現行どおり)</p>
<p>4. (条文省略)</p>	<p>4. (現行どおり)</p>
<p><u>第25条（報酬等）</u> 取締役の報酬、賞与、退職慰労金その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p><u>第24条（報酬等）</u> 取締役の報酬、賞与、退職慰労金その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p>
<p><u>第26条（取締役会の招集通知）</u> 取締役会の招集は、各取締役及び各監査役に対して会日の少なくとも3日前までに通知を発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p><u>第25条（取締役会の招集通知）</u> 取締役会の招集は、各取締役に対して会日の少なくとも3日前までに通知を発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第26条（重要な業務執行の決定の委任）</u> <u>本会社は、会社法第399条の13第6項の規定に基づき、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>第27条～第28条 (条文省略)</p>	<p>第27条～第28条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第29条（監査等委員会の権限）</u> <u>監査等委員会は、法令の定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p>	<p><u>第30条（監査等委員会の招集通知）</u> <u>監査等委員会の招集は、各監査等委員に対して会日の少なくとも3日前までに通知を発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第31条（監査等委員会規則）</u> <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>
<p><u>第29条（員数）</u> <u>本会社の監査役は5名以内とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第30条（選任）</u> <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第31条（解任方法）</u> <u>監査役は、株主総会の決議により解任することができる。</u> <u>2. 監査役を解任する場合におけるその決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第32条（任期）</u> <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>第33条（常勤監査役）</u> <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第34条（報酬等）</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第35条（監査役会の招集通知）</u> <u>監査役会の招集は、各監査役に対して会日の少なくとも3日前までに通知を発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第36条（監査役の一部責任免除）</u> <u>本会社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の同法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2. 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第37条</u> (条文省略)</p>	<p><u>第32条</u> (現行どおり)</p>
<p><u>第38条（報酬等）</u> <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>	<p><u>第33条（報酬等）</u> <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p>
<p><u>第39条</u> (条文省略)</p>	<p><u>第34条</u> (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="108 230 639 315"><u>第40条</u>（<u>剰余金の配当の基準日</u>） （新設）</p> <p data-bbox="108 465 783 551">本会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p data-bbox="108 562 783 647">2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p data-bbox="108 703 528 887"><u>第41条</u> （条文省略） （新設）</p> <p data-bbox="395 1364 496 1406">（新設）</p>	<p data-bbox="815 230 1497 456"><u>第35条</u>（<u>剰余金の配当等</u>） 本会社は、<u>剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除いては、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p data-bbox="815 468 1497 553">2. 本会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p data-bbox="815 564 1497 649">3. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p data-bbox="815 703 1254 788"><u>第36条</u> （現行どおり）</p> <p data-bbox="815 844 1497 1312"><u>（附則）</u> <u>第1条</u>（<u>監査役の責任免除に関する経過措置</u>） 本会社は、<u>第82期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p data-bbox="815 1368 1497 1594"><u>第2条</u>（<u>効力発生に関する特則</u>） 本定款変更は、平成28年6月24日開催の<u>第82期定時株主総会終結の時をもって効力を生じるものとする。なお、本条は、効力発生の時をもってこれを削除する。</u></p>

第5号議案 定款一部変更の件（発行可能株式総数及び単元株式数）

1. 提案の理由

第3号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、発行可能株式総数の適正化を図るため、株式併合の割合（5分の1）に応じて発行可能株式総数を2億3,760万3千株から4,752万6百株に変更するとともに、当社株式の売買単位を100株に変更するため、単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。

なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成28年10月1日をもって効力を生じる旨の附則を設け、同日をもって本附則を削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第1条～第5条 (条文省略)	第1条～第5条 (現行どおり)
第6条（発行可能株式総数） 本会社の発行可能株式総数は、 <u>2億3,760万3千株</u> とする。	第6条（発行可能株式総数） 本会社の発行可能株式総数は、 <u>4,752万6百株</u> とする。
第7条（単元株式数） 本会社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	第7条（単元株式数） 本会社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
第8条～第36条 (条文省略)	第8条～第36条 (現行どおり)
(附則) 第1条 (条文省略)	(附則) 第1条 (現行どおり)
第2条（効力発生に関する特則） 本定款変更は、平成28年6月24日開催の第82期定時株主総会終結の時をもって効力を生じるものとする。なお、本条は、効力発生の時をもってこれを削除する。	第2条（効力発生に関する特則） <u>第6条及び第7条を除く</u> 本定款変更は、平成28年6月24日開催の第82期定時株主総会終結の時をもって効力を生じ、 <u>第6条及び第7条の規定変更は、平成28年10月1日をもって効力が発生するものとする。</u> なお、本条は、効力発生の時をもってこれを削除する。

なお、現行定款につきましては、第4号議案が原案どおり承認可決されたときの内容を記載しております。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社は、第4号議案「定款一部変更の件（監査等委員会設置会社への移行等）」の効力が生じたときをもって、監査等委員会設置会社へ移行するとともに、当該時点における取締役全員が任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）4名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第4号議案「定款一部変更の件（監査等委員会設置会社への移行等）」の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

（※：新任候補者）

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	さきむらただし 崎村忠士 昭和28年7月29日生	昭和51年4月 当社入社 平成14年4月 当社仙台支店長 平成18年4月 当社執行役員リテール営業部長 平成20年6月 当社取締役 シナネン関東ガス販売株式会社（現ミライフ株式会社）代表取締役社長 平成24年4月 当社常務取締役 平成24年6月 当社代表取締役社長（現在）	32,000株
2	しみずなおき 清水直樹 昭和35年5月28日生	昭和58年4月 当社入社 平成20年4月 当社経営企画部長 平成23年7月 当社執行役員財務経理部長 平成24年6月 当社取締役財務経理部長 平成27年4月 当社取締役経営企画本部長（現在）	14,000株
3	※ ゆめのひろゆき 夢野裕之 昭和30年9月13日生	昭和55年4月 伊藤忠燃料株式会社入社（現伊藤忠エネクス株式会社） 平成20年6月 同社執行役員カーライフ管理部長 平成24年6月 同社取締役兼常務執行役員企画開発本部長兼CCO 平成25年4月 同社取締役兼常務執行役員管理本部副本部長兼CCO 平成26年4月 同社顧問 平成26年6月 当社常勤監査役（現在）	0株
4	た田なかまさひと 田中まさひと 昭和35年4月18日生	昭和60年4月 当社入社 平成22年4月 当社経営企画部長 平成23年7月 当社執行役員経営企画部長 平成27年4月 当社執行役員人事総務部長 平成27年6月 当社取締役人事総務部長（現在）	18,000株

（注）1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

2. 崎村忠士氏は、平成24年6月に当社の代表取締役社長に就任して以来、グループ経営を統括する立場で、グループの収益構造の変革を加速させるなど、当社企業価値の向上に貢献しております。かかる実績を踏まえ、業務執行を行う適切な人材と判断したため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。
3. 清水直樹氏は、当社の取締役就任後、純粋持株会社体制の構築をはじめグループ全体の経営戦略を実行に移すなど、当社企業価値の向上に貢献しております。かかる実績を踏まえ、業務執行を行う適切な人材と判断したため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。
4. 夢野裕之氏は、当社の社外監査役就任後、積極的に意見・提言等を行って、当社コーポレートガバナンスの向上に貢献しております。かかる実績を踏まえ、今後は同氏の経験等を業務執行に活用していただけると判断したため、同氏を新たに取締役候補者といたしました。
5. 田中正人氏は、当社の取締役就任後、グループ再編における人事戦略を推進するなど、当社企業価値の向上に貢献しております。かかる実績を踏まえ、業務執行を行う適切な人材と判断したため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

第7号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第4号議案「定款一部変更の件（監査等委員会設置会社への移行等）」の効力が生じたときをもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第4号議案「定款一部変更の件（監査等委員会設置会社への移行等）」に係る定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

(※：新任候補者)

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	※ やまざき 山崎 正 毅 昭和30年1月19日生	昭和54年4月 AIU保険会社入社 平成8年1月 Walt Disney Enterprise, Japan入社（現Walt Disney, Japan） Finance Director 平成13年1月 Electronic Art, Japan入社 CFO, Vice President 平成16年4月 Vale, Japan株式会社入社 平成24年12月 同社代表取締役副社長	0株
2	しげもり 重 森 豊 昭和24年6月25日生	昭和49年4月 安田生命保険相互会社入社（現明治安田生命保険相互会社） 平成14年7月 同社取締役 平成18年7月 同社常務執行役 平成21年4月 明治安田損害保険株式会社代表取締役社長 平成24年6月 大和ハウス工業株式会社社外取締役（現在） 平成24年10月 株式会社ワイズトータルサポート代表取締役社長（現在） 平成26年6月 当社社外取締役（現在）	0株
3	※ しの 篠 連 昭和32年2月26日生	昭和61年10月 司法試験合格 平成元年4月 弁護士登録 平成2年1月 光和総合法律事務所設立参加 パートナー弁護士（現在）	0株

- (注) 1. 各候補者と当社間に特別の利害関係はありません。
2. 各候補者は社外取締役候補者であり、各候補者が選任された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
3. 当社は、重森豊氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。また、山崎正毅氏及び篠連

氏が選任された場合、当社は、両氏との間で上記と同様の責任限定契約を締結する予定であります。

4. 山崎正毅氏は、米国公認会計士としての専門的知識とグローバルなビジネス経験を有しております。かかる実績を踏まえ、当社コーポレートガバナンスの向上に貢献できる適切な人材と判断したため、同氏を新たに監査等委員である社外取締役候補者といたしました。
5. 重森豊氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
6. 重森豊氏は、当社社外取締役就任後、豊富なビジネス経験をもとに積極的に意見・提言等を行っており、社外取締役として当社企業価値の向上に貢献しております。かかる実績を踏まえ、今後は同氏の経験を経営の監督等に活用していただけると判断したため、同氏を監査等委員である社外取締役候補者といたしました。
7. 篠連氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。かかる実績を踏まえ、当社コーポレートガバナンスの向上に貢献できる適切な人材と判断したため、同氏を新たに社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

第8号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第4号議案「定款一部変更の件（監査等委員会設置会社への移行等）」の効力が生じたときをもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くこととなる場合に備え、全ての監査等委員である取締役の補欠として、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第4号議案「定款一部変更の件（監査等委員会設置会社への移行等）」の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

(※：新任候補者)

氏名 生 年 月 日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
※ やす 安 昭 だ 田 あき 明 よ 代 生 昭和50年12月10日	平成14年11月 司法試験合格 平成16年10月 弁護士登録 平成16年10月 光和総合法律事務所入所 パートナー弁護士（現在）	0株

- (注) 1. 候補者と当社間に特別の利害関係はありません。
2. 安田明代氏は補欠の社外取締役候補者であります。
3. 安田明代氏が監査等委員である取締役に選任された場合、当社は安田明代氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
4. 安田明代氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。かかる実績を踏まえ、当社コーポレートガバナンスの向上に貢献できる適切な人材と判断したため、同氏を補欠の社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

第9号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社は、第4号議案「定款一部変更の件（監査等委員会設置会社への移行等）」の効力が生じたときをもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。当社の取締役の報酬額は、平成8年6月27日開催の第62期定時株主総会において、月額23百万円以内と決議していただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで、新たに取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の限度額を定めたく存じます。その報酬額は、現行の月額の定めから年額の定めに改め、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額276百万円以内とさせていただきたく存じます。また、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたいたと存じます。

現在の取締役は5名（うち社外取締役1名）ですが、第4号議案「定款一部変更の件（監査等委員会設置会社への移行等）」及び第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」の効力が生じると、取締役は4名となる予定です。

本議案は、第4号議案「定款一部変更の件（監査等委員会設置会社への移行等）」の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

第10号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第4号議案「定款一部変更の件（監査等委員会設置会社への移行等）」の効力が生じたときをもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

当社の監査役の報酬額は、平成6年6月29日開催の第60期定時株主総会において、月額6百万円以内と決議していただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで、新たに監査等委員である取締役の報酬等の限度額を定めたく存じます。その報酬額は、現行の月額の定めから年額の定めに改め、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額72百万円以内とさせていただきたく存じます。

第4号議案「定款一部変更の件（監査等委員会設置会社への移行等）」及び第7号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」の効力が生じると、監査等委員である取締役は3名となる予定です。

以上

メ モ

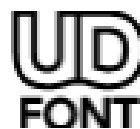
Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内

東京都港区海岸一丁目11番2号
ホテルアジュール竹芝 14階 天平の間



- 最寄駅** J R 山手線及び京浜東北線 浜松町駅 北口より徒歩7分
東京臨海新交通(ゆりかもめ) 竹芝駅より徒歩1分
地下鉄 都営浅草線・都営大江戸線 大門駅B1出口より徒歩8分
東京モノレール 浜松町駅 北口より徒歩7分



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。